

新南陽雨水ポンプ場廃棄物運搬処分業務特記仕様書

【1】総 則

1. 目 的

この仕様書は、新南陽地区の雨水ポンプ場から発生する廃棄物(ゴミ及び水草等)の収集運搬処分業務における必要事項を定めるものである。

2. 委託業務の履行義務

雨水ポンプ場から排出される廃棄物を確実に運搬処分するため、仕様書及び契約書等に基づき受注業務を完全に履行するとともに関係法令及び条例を遵守しなければならない。

3. 廃棄物搬出場所

廃棄物を搬出する事業場の名称及び場所は、次のとおりである。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1)道源開作排水機場 | 周南市三笹町 29 |
| (2)野村開作排水ポンプ場 | 周南市野村南町 4852 番地の 11 |
| (3)福川雨水ポンプ場 | 周南市福川南町 2 番 2 号 |
| (4)新地雨水ポンプ場 | 周南市西楸町 6 |

4. 委託業務の内容

廃棄物の収集運搬及び処分業務等である。なお、作業要領等については当該項目を参照のこと。

5. 指示の履行

受注者は、発注者の指示に従って業務に従事しなければならない。

6. 委託業務に従事する者の認定

業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。

7. 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関係法令を遵守し勤務させなければならない。

8. 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、公共的使命が重大であるため、労務管理を確実に行わなければならない。

9. 安全管理

業務上危険が伴う作業なので、従業員に対し常に労務安全の指導と向上を計り事故の防止に努めなければならない。

10. 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

11. 委託業務に従事する者の資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく許可を受けたもの。

12. 緊急事態発生への対応

業務中に事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置をとり、直ちに発注者に連絡しその指示を受けなければならない。

13. 処分施設停止時の対応

処分施設が停止し、廃棄物の処分が出来なくなった場合は、発注者の承認を受けて処分場を変更し

なければならない。

14. 委託業務就業時間等

- 1) 雨水ポンプ場の運転に支障をきたすことの無いように収集運搬し、速やかに処分すること。
- 2) 休日は、土曜日・日曜日・国民の祝日等である。
- 3) 就業時間外であっても状況により発注者が必要と認めた場合は、その業務を行わせることができるものとする。

15. 書類帳簿等の提出

受注者は、産業廃棄物収集運搬業許可証(写し)、産業廃棄物処分業許可証(写し)、その他発注者の指示により必要な書類帳簿等を提出しなければならない。

16. 支払方法

業務完了月ごととする。

17. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【2】作業要領

1. 業務の発生

各雨水ポンプ場から処分依頼の連絡が入ることにより業務が発生する。

2. 管理業務

雨水ポンプ場から排出される廃棄物を処分場へ収集運搬し、選別の後、処分すること。

- 1) 運搬車両の日常点検、定期点検等を実施し確実に整備するとともに、交通法規を遵守して業務に従事しなければならない。
- 2) 運搬車両の許容積載量を超えない範囲内で廃棄物を積載して処分場に運搬し、廃棄物の種類ごとに選別し、処分するものとする。
- 3) その他、廃棄物積載中に飛散したゴミ等は確実に処分すると共に施設の清掃に努めること。
- 4) 運搬中は、廃棄物の飛散防止に努めること。

3. 廃棄物の種類

発生が予想される廃棄物は、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの5種類である。

4. その他

- 1) 雨水ポンプ場に流入してくる廃棄物の量及び時間は不規則であるため、施設敷地内に収集した廃棄物を入れるコンテナを設置すること。なお、設置場所及び回収時期等は、協議の上、決定する。

事業場名	コンテナ容量	備考
道源開作排水機場	8 m ³	
野村開作排水ポンプ場	4 m ³ 程度	(8 m ³ コンテナ設置不可能)
福川雨水ポンプ場	設置なし	
新地雨水ポンプ場	8 m ³	

2) 廃棄物処分予定数量は、年当り 75 m³程度である。

3) 廃棄物の管理は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)で行う。

【3】その他

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
2. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【4】付 則

1. 業務を実施するために必要な備品、消耗品等は、受注者が備付けるものとする。
2. 経費の負担区分
 - 1) 産業廃棄物マニフェストは発注者の負担とする。
 - 2) 運搬車両の整備、燃料費等は、受注者の負担とする。
 - 3) 業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰する理由の他、その損害は、受注者の責任で処置すること。
3. 盗難・災害の防止には万全の注意を払うこと。
4. 廃棄物の処分の追跡調査をする際は協力すること。
5. 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して決定すること。